

高齢者いきいき活動ポイント事業

問 高齢介護課高齢者福祉係

☎ 286・3256

町では、高齢者の皆さんが自ら行う健康づくりと、地域づくり活動への参加を応援することを目的に、「高齢者いきいき活動ポイント事業」を行っています。体をこわさないよう、無理のない範囲でご参加ください。

対象者

9月1日に町内に住所がある65

歳以上の人
ポイント付与の流れ（抜粋）

①新しいポイント手帳（表紙がオレンジ色）を受け取る（8月下旬に送付）

※手帳と一緒に、活動団体一覧などを送付します。

②活動団体が行うポイント付与対象事業に参加

③活動団体が活動内容を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印

④1年間ポイント貯めて、町にポイント手帳を提出

⑤集めたポイント数に応じて、町が奨励金を支給

年間獲得ポイント数の上限

100ポイント（上限1万円）

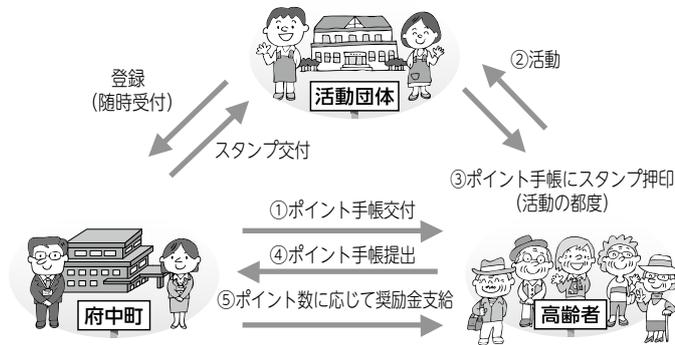
ポイント付与期間

9月1日～翌年8月31日

※令和3年度のポイント手帳（紫色）

色）の活動期間は8月末までです。貯めたポイントを令和4年度のポイント手帳に繰り越すことはできません。

ポイント事業の流れ



◆活動団体も随時登録を受け付けています。

高齢者いきいき活動ポイント事業

Q & A



Q 個人の活動は対象になりますか

A ポイント事業は、第三者が活動実績を確認できる場合に限り、ポイントが付与されています。個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない活動は、対象となりません。新たにグループを作るか、すでにあるグループに参加することをご検討ください。

Q 活動実績を確認できない場合でもスタンプを押してもいいですか

A 活動実績が確認できない場合は、スタンプを押すことはできません。

Q 町外に転出した場合、ポイント手帳はどうなりますか

A 町外に転出された場合でも、ポイント手帳の有効期限内であれば使用できます。また、広島市、海田町の登録団体が行う活動に参加した場合もポイントが付与されます。

◆本紙に掲載しているポイント付与の対象となる事業には、を表示しています。

◆新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用や手洗い等、感染防止対策を講じたうえでご参加ください。

令和4年10月から つばきバスの運賃が変わります

問 都市整備課都市計画係 ☎ 286 - 3181



平成15年10月に運賃100円で運行開始後、一度も運賃改定することなく運行してきたつばきバスですが、国のガイドラインや他のバス路線の運賃との整合性を踏まえ、持続可能な公共交通の在り方を検討し、次のとおり運賃を改定します。

ご利用の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解のうえ、今後もつばきバスをご利用ください。

運賃改定（10月1日～）

	運賃	
	改定後	改定前
大人	150円	100円
小学生	80円	
障害者		
障害者の介護者		
障害のある小学生	40円	
小学生未満	無料	

障害者・障害者の介護者の割引を受けるときは・・・

降車時に障害者手帳・介護マークまたは障害者種別等を乗務員に提示してください。また、マイナポータルと連携された障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも利用できます。

※介護者は介護能力のある12歳以上の人に限りです。

※乗務員が介護マークまたは障害者種別等の確認ができない場合は、普通運賃となります。



期間中乗り放題！定額サービス

30日間定額でつばきバスに何度でも乗れるサービスです。デジタルチケット「MOBIRY（モビリー）」と、紙の定期券の2種類を販売します。

種類	デジタルチケット「MOBIRY」 	紙の定期券
料金（税込）	3,000円	3,300円
販売方法	広島電鉄の電子チケットサービス「MOBIRY」により、スマートフォンで電子チケットを販売	イオンモール広島府中インフォメーション（サンギャラリー1階）で販売
使用期間	チケット購入後、使用開始ボタンを押してから30日間 ※使用開始期限は購入後90日間です。	定期券購入時に希望する使用開始日を伝え、その開始日から30日間 ※販売時に日付印を押印します。
販売開始日	9月17日(出)から ※10月1日から使用開始ボタンが押せるようになります。	10月1日使用開始分は9月17日(出)から ※以降は、希望する使用開始日の2週間前から購入できます。
使用方法	降車時に乗務員にチケット画面または定期券を提示する	

まずは相談してください

障害のある人と家族のための手当

福祉課障害者福祉係 ☎286・3161

精神・身体に障害があり、日常生活で特別な介護を必要とする在宅障害者や障害児の保護者などに手当を支給します。

◆いずれの手当も申請書を提出した日の翌月分から支給となります。

◆障害の程度により、認定されない場合があります。

◆手当の種類により所得などの要件があります。

◆すでに手当を受給している人は、現況届を提出する必要がありません。当てはまる人には8月上旬に書類を送付しますので、手続きをしなくても大丈夫です。

障害児福祉手当

対象 次の①～④程度の重度の障害があり、常時介護が必要な20歳未満の在宅児童

- ①身体障害者手帳 おおむね1～2級
- ②療育手帳 おおむねA～B
- ③精神障害者保健福祉手帳 おおむね1級
- ④①～③と同程度

支給額 月額1万4850円

特別児童扶養手当

対象 次の①～④程度の障害がある20歳未満の児童を、家庭で監護している（主に生計を維持する）父、母、養育者

- ①身体障害者手帳 おおむね1～4級
- ②療育手帳 おおむねA～B
- ③精神障害者保健福祉手帳 おおむね1～2級
- ④①～③と同程度

支給額 (1人あたり月額)

- 1級 5万2400円
- 2級 3万4900円

特別障害者手当

対象 次の①②程度の重度の障害があり、常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の障害者

- ①重度の障害（おおむね身体障害者手帳1～2級または内科的疾患、知的障害、重度の精神疾患）が重複する人
- ②重度の障害があり、日常生活において①と同程度の介護を必要とする人

支給額 月額2万7300円

届いていますか？

新しい被保険者証・受給者証

左表の被保険者証と受給者証を更新し、7月に発送しました。

8月1日以降に医療機関で受診する際は、必ず新しい被保険者証・受給者証を窓口で提示してください。

※届いていない場合はお問い合わせください。

わけください。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用範囲が拡大

法改正に伴い、令和4年10月

から短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。

国民健康保険から社会保険に変更になる可能性があるか、職場にご確認ください。

種類	色	留意点	問い合わせ
国保被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証	水色	有効期限：令和5年7月31日 ※令和5年7月31日までに70歳になる人は、70歳になる月の末日まで。令和5年7月31日までに75歳になる人は、75歳になる日の前日まで。	保険年金課 国民健康保険係 ☎286-3236
後期高齢者医療被保険者証	オレンジ色	更新申請は不要。 有効期限：令和4年9月30日 ※令和4年10月以降の被保険者証は9月下旬に発送予定。	保険年金課 年金福祉医療係 ☎286-3154
重度心身障害者医療費受給者証	オレンジ色	更新申請が済んでいる人には発送しています。 申請がまだの人は、至急申請してください。	福祉課 障害者福祉係 ☎286-3161
ひとり親家庭等医療費受給者証	水色		子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163

ひとり親家庭等のための制度

子育て支援課
子育て支援課
☎286-3163

児童扶養手当

ひとり親家庭等の自立を支援するため、18歳以下（18歳の誕生日以後最初の3月31日まで）の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母などに支給します。
対象 次のいずれかの状況にある児童を養育している、父・母・養育者

- ◆ 父母が離婚した
 - ◆ 父または母が死亡もしくは生死不明である
 - ◆ 父または母が重度の障害の状況にある
 - ◆ 父または母に1年以上遺棄されている
 - ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
 - ◆ 父または母が1年以上拘禁されている
 - ◆ 婚姻によらないで生まれ、父または母から養育されていない
- 申請方法** 要件に当てはまる人は、子育て支援課（子育て支援係）役場2階④番窓口で申請に必要な書類を提出してください。

な書類を確認のうえ、認定請求書を出してください。審査・認定後、申請した月の翌月分から手当を支給します。

手当月額 手当月額は所得に応じて次のとおり決定します。受給者または同居の扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当月の一部または全部が支給されません。

- ① 児童1人 4万3070円～1万160円
- ② 児童2人目 ①の金額に1万170円～5090円加算
- ③ 児童3人目以降 1人につき①②の合計額に6100円～3050円加算

現況届の提出 すでに支給資格の認定を受けている人は、現況届の提出が必要です。当てはまる人には7月末に書類を送付していただきます。8月中に手続きをしてください。

※提出がない場合は、11月分以降の手当が受給できなくなりますので、注意してください。

その他の主な制度

制度の名称	概要	問い合わせ	
貸付 母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の個人・寡婦の個人への目的に応じた資金の貸し付け制度。（要事前相談）		
手当 府中町ひとり親家庭等入学祝金	ひとり親家庭等の児童が小学校または中学校に入学する時に、入学祝金を支給。※所得制限あり。	子育て支援課 子育て支援係 ☎286-3163	
助成	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の人が医療機関にかかったとき、医療費の自己負担分を助成。※所得税非課税世帯のみ。	
	就学援助費	小中学校に通学している児童・生徒の給食費・学用品費などを援助。※所得制限あり。	学校教育課 ☎286-3271
	上下水道料金の一部助成(減免)	ひとり親家庭等の世帯が居住している住宅の水道料金および下水道使用料の一部を助成。(減免)※所得制限あり。	環境課 環境衛生係 ☎286-3242
	自立支援教育訓練給付金	就職のための教育訓練講座の受講に要した経費のうち60%を支給。※要事前相談、所得制限あり。	
税金	高等職業訓練促進給付金	看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士等の資格取得のための養成機関で1年以上(令和5年3月31日までに修業開始する場合は6か月以上)修業する人に修業期間の生活費(月10万円もしくは7万5000円)を助成。※要事前相談、所得制限あり。	子育て支援課 子育て支援係 ☎286-3163
	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の人は、所得控除あり。	
	寡婦控除	「ひとり親控除」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに当てはまる人は、所得控除あり。 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人 ②夫と死別した後婚姻していない、または夫が生死不明のままである人(扶養親族の要件なし)	税務課町民税係 ☎286-3143

定期活動グループ主催 夏の体験講座 参加者募集

■ 府中公民館 学習ボランティア活動 府中公民館 ☎ 286 - 3276

申し込みは8月2日(火)午前10時から、電話・来館で(先着順)

No	活動名	日時	対象/定員	参加費/持ってくるもの	指導グループ
1	毛糸で作ろう エコたわし	8/10(水) 10:00~12:00	小学4~6年生/10人	100円/飲み物・(持っている人は)かぎ針(6~8号)・並太アクリル毛糸	ちくちく手芸部
2	絵を描こう!	8/17(水) 13:30~16:30	小学生/5人	無料/飲み物・水彩画道具	水彩画(水曜会)
3	楽しい絵画教室	8/21(日) 10:00~12:00	小学生/10人	無料/飲み物・水彩画道具	油絵 赤練架
4	ストレッチ	8/31(水) 13:40~15:10	成人女性/3人	無料/飲み物・タオル・動きやすい服装で	ヨーガB
5	新体操を体験しよう	8/24(水)・31(水) 9/7(水) ①16:10~17:00 ②17:00~17:50 ③16:00~17:00	①女子 幼児 ②女子 小学生以上 ③男子 /各日10人	無料/飲み物・タオル・動きやすい服装で(裸足で活動します)	キートス新体操クラブ

■ 南公民館 1グループ1 ボランティア体験教室 南公民館 ☎ 286 - 3277

申し込みは電話・来館で

No	活動名	日時	対象/定員	参加費/持ってくるもの	指導グループ	締切[必着]
1	みんなで学ぼう! 簡単な手話 自分の名前など簡単な手話を体験	8/19(金) 10:00~12:00	小・中学生/10人	無料/筆記用具	手話サークル たんぽぽ	8/16(水)
2	年齢に負けない若々しい身体づくり! ストレッチとエアロビクスを行います	9/5(月)・12(月)、 10/3(月) 10:00~11:15	成人/6人 (1日のみの参加可)	無料/バスタオル1枚・飲み物・動きやすい服装で(あれば) ヨガマット・5本指ソックス)	健康エアロクラブ	8/31(水)
3	森の木々を描こう! 水彩絵の具・ブラシ・ローラー・スポンジ を使います	9/9(金) 16:00~18:00	年長~小学5年生 /10人	100円/水彩絵具道具セット・鉛筆・消しゴム・雑巾・飲み物・ 汚れても良い服装で	アートスタジオ プレンス	

— 成人年齢の引下げにともなう —

若者を狙った契約トラブルや被害に注意!

インターネット販売に関するトラブルや、若者をターゲットにした契約トラブル、被害が増えています。トラブルに巻きこまれたかもしれないと思ったら、一人で悩まず相談してください。

CASE 1 定期購入トラブル

SNSで「初回お試し500円」と表示されたサプリを購入したら、翌月も同じ商品が届き、高額な定期購入契約だった。



▶ ポイント

6月1日から「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化され、販売業者には取引における基本的な事項を最終確認画面などで明確に表示することが義務付けられています。

▶ トラブルを防ぐために

最終確認画面の表示をよく確認しましょう。スクリーンショットで保存しておく、契約を取り消す際の証拠になります。

相談先：消費者ホットライン
☎ 188(いやや!)



国民生活センター

CASE 2 AV出演被害

アイドルになりたいとタレント事務所に応募し、オーディションを受けた。その後、「仕事が決まった」と言われたが、その仕事はAVの撮影だった。



▶ ポイント

6月15日から「AV出演被害防止・救済法」が成立し、業者には契約書の交付と契約内容についての説明が義務付けられています。

- ・撮影や嫌な行為は断ることができます。
- ・契約後1か月以内の撮影、撮影終了後4か月以内の公表は禁止されています。
- ・同意をしていますが、公表から1年間(法の施行後からは2年間)は無条件で契約を解除できます。

相談・支援先：ワンストップ支援センター
☎ #8891(はやくワンストップ)



男女共同参画局